



かみかわの歴史・発見！

第18回 江戸時代から知られていた！！「御嶽の鏡岩」

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

かなさな
金鑽神社境内の山中にある御嶽の鏡岩は、約1億年前に関東地方の平野と山地の境にある八王子構造線
いわたんそうかつどう
ができた時の岩断層活動のすべり面で、その存在は江戸時代から人々に知られていました。



岩面の大きさは高さ約4m、幅約9m、北向きで約30度の傾斜があります。

岩質は赤鉄石英片岩で、岩面の大きさや、断層
せきてつせきえいへんがん
の方向がわかることから地質学的に貴重な露頭※
るとう
です。このようなことから、御嶽の鏡岩は国指定特別天然記念物に指定されています。

※露頭…岩石・地層・鉱床などが地表に露出しているところ。

Q1:なぜ鏡岩と呼ばれているのですか？

A1:摩擦によって表面が鏡のように光って滑らかとなり、物の姿を写すということで鏡岩と呼ばれるようになりました。

Q2:本当に江戸時代から知られていたのですか？

A2:江戸時代に記された『遊歴雑記』に「人影顔面の皺まで明細にうつりて、恰も姿見の明鏡にむかふがごとし」という記述が残されているなど、古くから人々に知られていたことがわかります。

人権教育・啓発DVD等を貸し出します

問合せ 生涯学習課 生涯学習担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

学習や研修会等で活用することを目的として、人権教育・啓発DVD等の貸し出しを無料で行います。

○貸出対象者 町内事業者・団体、町内在住の方(非営利の学習や研修等に使用する場合に限りま)

○貸出期間 原則1週間です。

○注意事項 第三者への又貸しは禁止です。

- 貸出手順
- 1.事前に電話で予約してください。
 - 2.DVD等の受け取りは直接、生涯学習課(中央公民館)までお越しください。
※免許証等の本人確認書類をお持ちください。
 - 3.「人権啓発・教育DVD等借用申請書」に記入していただきます。
※各行政区での学習講座に利用する場合は、「まちづくり講座」の申請書に記入。
 - 4.返却日までに直接、生涯学習課(中央公民館)まで返却してください。

【DVDの一例】



作 品 名	内 容 分 類
インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために	インターネット上の様々な人権問題
光射す空へ (アニメーション)	同和問題・性的マイノリティ・認知症
えっ！これも人権？	人権問題全般
障害者は困っています ～合理的配慮へのポイント①～	肢体不自由・視覚障害・聴覚障害

児童手当・特例給付 現況届をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、児童手当等を継続して受給するための大切な手続きです。手続きを忘れると、6月以降の手当が受けられないことがありますので、ご注意ください。

該当となる方には、6月初めまでに現況届の用紙を発送します。ご確認の上、町民福祉課まで提出してください。

提出期限 6月30日(火)

支給対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額 下記の表の通り

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円となります。

マイナンバー通知カードの取扱いの変更について

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

●通知カードの記載事項に変更があると、通知カードが使えなくなります

マイナンバー通知カード(緑色の紙のカード)について、マイナンバーを証明する書類(本人確認書類とあわせて提示)としてご利用いただいておりましたが、5月25日から以下のように取り扱いが変わりました。

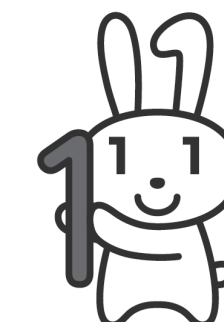
通知カードの記載事項(氏名・住所・生年月日・性別など)に変更があると、それ以降は通知カードはマイナンバーを証明する書類として使えなくなりますので、役場に返納していただきます。

※通知カードの氏名や住所等の記載事項に変更がない方、5月24日以前に通知カードの裏面に変更後の氏名や住所等を記載する手続きを済ませた方は、それ以降記載事項に変更がない場合、当面の間、そのまま通知カードを使い続けることができます。

●マイナンバーが新規に付番された場合のお知らせが「個人番号通知書」に変わります

今後は通知カードの新規発行は行われず、出生など初めてマイナンバーが付番された場合は、個人番号通知書が発行されるように変わります。この通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できませんので、手続きの際はマイナンバー記載の住民票をお取りいただくか、マイナンバーカードをご利用ください。マイナンバーカードは、通知に同封される書類を使って申込みことができます。

この機会に、顔写真付きのマイナンバーカードを申し込んでみてはいかがでしょうか(申込方法は5月号をご覧ください)。1枚で本人確認書類とマイナンバーの証明書類としてご利用いただけます。



マイナンバー